

【参考資料】

美浜発電所3号機、高浜発電所1~4号機

特定重大事故等対処施設

**大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模見直しに係る
設計及び工事の計画の認可の申請について**

2021年 8月 4日

【高浜 3, 4号機】

- 特重工認の使用前検査を終えて運用開始していることから、**設計基準対象施設及び重大事故等対処施設と併せて新規の設工認**として手続きを実施する。

【美浜 3号機、高浜 1, 2号機】


- 特重設工認の使用前事業者検査※¹が完了していないことから、**特重設工認の変認申請**として手続きを実施する。
- 特重設工認が分割申請にて手続きを実施したものである高浜 1, 2号機は、降下火砕物の最大層厚変更の影響を確認する必要がある特重施設の新設建屋**
 を申請範囲に含む第 4 回分割申請回次に対して手続きを実施する。  2 3

表 特重施設に係る各プラントの設工認手続き

プラント	手続き内容	特重設工認の分割の有無	分割回数	今回変認申請対象の申請回次 (特重施設の新設建屋の申請回次)
高浜 3, 4号機	新規			
美浜 3号機	変認	無		
高浜 1, 2号機	変認	有	4分割	第 4 回

※1 高浜 1, 2号機については特重工認の使用前検査

【高浜1, 2号機 特重工認（既認可）】

- 特定重大事故等対処施設を構成する設備は原則として [] 若しくは建屋等に設置されて防護されている旨説明している。
- 建屋等としては、既設建屋 [] 及び新設建屋 [] があるが、既設建屋については降下火砕物の最大層厚（当時は10cmを想定）を想定した荷重に対する影響を踏まえても損傷の防止が図られている旨再稼働工認で説明済みであったことから、特重工認においては新設建屋のみを対象として、降下火砕物の最大層厚を想定した強度評価を実施した。



【今回の変認申請】

第4回申請回次について変認手続きを実施している。

- 特定重大事故等対処施設を構成する設備を原則として [] 若しくは建屋等に設置して防護するという方針に変更はない。
- 降下火砕物の最大層厚変更に伴い、既設建屋及び新設建屋のいずれの強度評価も変更となるが、既設建屋の強度評価については同日付で申請しているDB/SA施設に係る変認申請にて説明することから、特重工認の変認申請としては、新設建屋を申請範囲に含む第4回申請回次について変認手続きを実施している。

今回申請のうち高浜1, 2号機については、**特重施設の新設建屋**
 を申請範囲に含む回次(第4回申請)に対して変認申請を実施

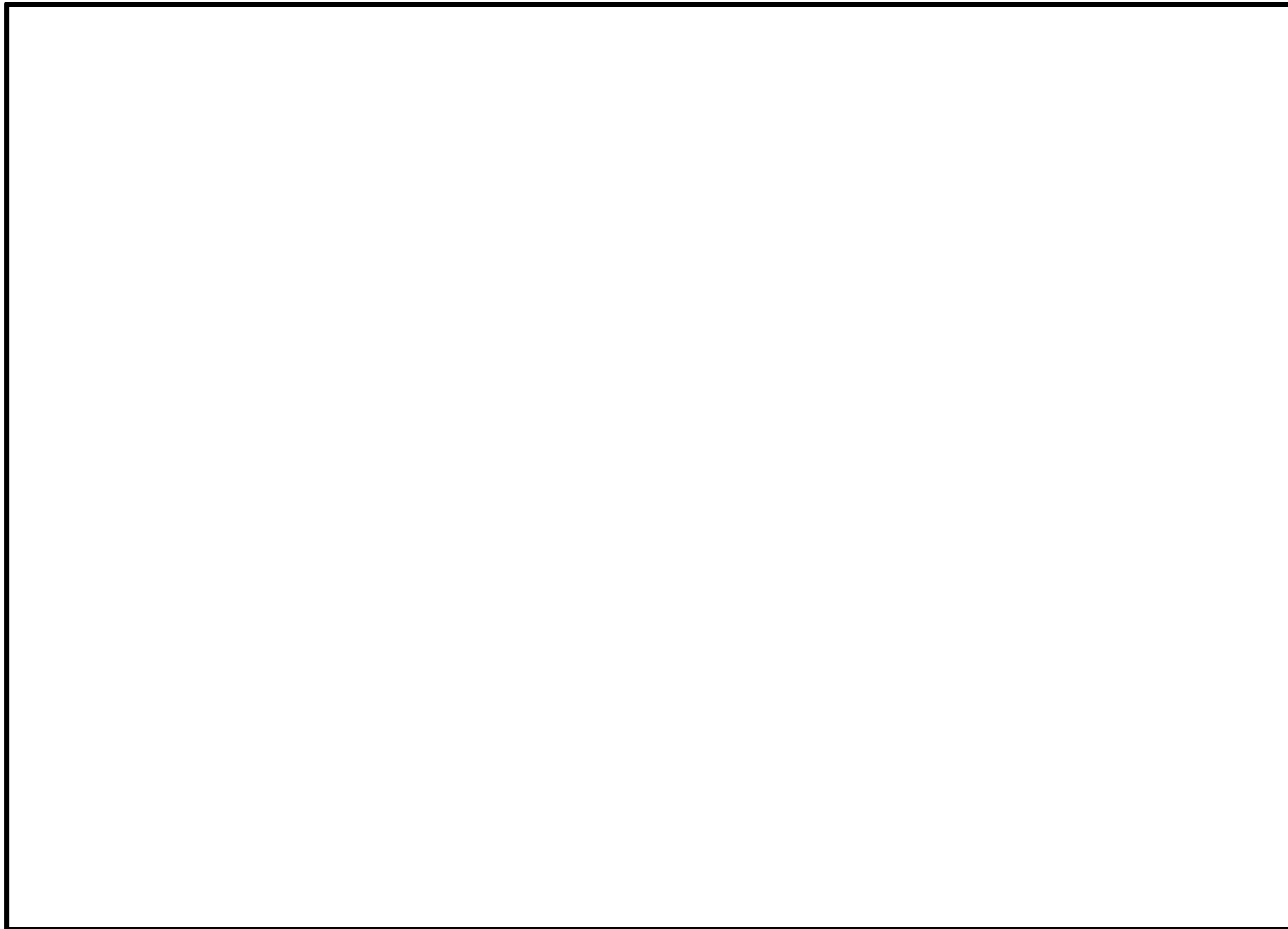


図 高浜1, 2号機 特重工認の申請範囲の概要